

エコフィードの推進に向けた平成18年度概算予算等の概要について

- 1 エコフィード推進対策（農業競争力強化対策民間団体事業） 1,495百万円の内数
 - ・ エコフィードの利用及び需給実態調査等の実施
 - ・ エコフィードの安全性を担保する認証制度を検討するための協議会の設置
 - ・ 食品産業関係者、生産者、消費者などのエコフィードに関わる関係者の理解の醸成を目的とした普及啓発活動

- 2 エコフィード整備対策（広域連携産地競争力強化支援事業） 5,829百万円の内数

食品残さ等の飼料化利用に関して、県域を超える広域的な取組について、国による直接採択により飼料化施設の整備を支援。

- 3 バイオマス関連対策
 - (1) バイオマスの環づくり交付金 13,729百万円の内数

地域（県内又は市町村内）におけるバイオマス変換施設等の整備への支援
 - (2) 広域連携等バイオマス利活用推進事業 150百万円

県域を超えるバイオマスの利活用システムの構築に当たり、協働体制の整備、マニュアルの作成等への支援。

- 4 融資・税制
 - (1) 融資制度（動植物性残さ再資源化融資制度）

飼料化施設に対する長期低利資金の融資

 - ・ 取扱金融機関

農林漁業金融公庫（対象：食品製造・加工業者）

金利：政策金利（2.05%）（金利水準は融資期間15年でH17.12.19現在）

ただし、次の者が行う場合には政策金利（1.90%）を適用する

 - ・ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に規定する食品関連事業者のうち年間の食品廃棄物等の発生量基準を満たす者
 - ・ 同法に基づき主務大臣の登録を受けた再生利用事業者又は再生利用事業計画の認定を受けた者

日本政策投資銀行（対象：食品製造・加工業者以外）

金利：政策金利（2.89%）（金利水準は融資期間15年でH18.1.19現在）

償還期間：15年以内

据置期間：3年以内

(2) 税制措置

国税（所得税・法人税）

青色申告書を提出する個人（所得税）又は法人（法人税）が、食品循環資源関係設備（肥料化、飼料化、メタン化及び油脂化設備）を取得した場合の特別償却制度（取得価額の 14% を特別償却）。

地方税（固定資産税）

食品循環資源再生利用事業者が、食品循環資源関係設備（肥料化、飼料化(油脂化を含む)及びメタン化設備）を取得した場合の課税標準の軽減措置制度（課税標準が新たに固定資産税が課されることとなった年度から 3 年度に限り 5 分の 4 に軽減）。

(参考) 新連携対策補助金（中小企業庁による支援策）

中小企業が技術・ノウハウの緊密な「摺り合わせ」を通じて、柔軟に「強み」を相互補完しながら高付加価値の製品・サービスを創出する新たな連携（新連携）を支援。

食品残さ飼料化（エコフィード）対策

濃厚飼料の自給率向上を図るため、地域で発生する食品残さ等の未利用資源の飼料化利用を強力に進めることで、国内リサイクル資源を活用した循環型畜産への転換を図る。

広域連携産地競争力強化支援事業 5,829 (5,166) 百万円の内数
農業競争力強化対策民間団体事業 1,495 (1,620) 百万円の内数

1 ポイント

濃厚飼料の自給率向上を図るため、地域で発生する食品残さ等の未利用資源の飼料化に関わる技術情報等を普及するとともに、拠点的な地域において飼料生産システムを構築し、食品残さの飼料利用を効率的に進める取組を推進。

(1) エコフィードの推進

農業競争力強化対策民間団体事業 1,495 (1,620) 百万円の内数

エコフィード需給実態調査の実施

- ・ 畜産団体、食品産業団体等の協力の下、全国的な飼料化や残さの需給実態に関する調査の実施。

エコフィード認証制度の創設

- ・ リサイクル飼料の安全性を担保するための認証制度創設協議会（仮称）を設置し、配合飼料メーカー等のエコフィード製造・利用事業体の認証やエコフィード活用畜産物等に対する表示認証の検討。

普及啓発

- ・ 食品産業関係者、生産者、消費者などを対象としたPR資料等の編集・作成、エコフィード関係者による推進会議、シンポジウム等の開催。

(2) エコフィードへの取組に対する直接支援

広域連携産地競争力強化支援事業 5,829 (5,166) 百万円の内数

- ・ 拠点的な地域において、食品残さの飼料化利用につながる広域的な取組、モデル性の高い取組について、国による直接採択により飼料化施設の整備を支援。

2 事業実施主体等

民間事業者等

3 補助率

(1) 定額

(2) 1/2 以内等

[担当：生産局畜産部畜産振興課]

バイオマスの環づくり交付金（継続）

1 趣 旨

バイオマスの利活用については、平成14年12月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」が閣議決定され、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、農山漁村の活性化、戦略的産業の育成の観点から、その有効利用について、各般の対策が講じられてきているところである。

一方、バイオマスの利活用は、地域が自主的に取り組むための目標を掲げて、地域の実状に即したシステムを構築することが重要であり、地域の特性や利用方法に応じ、地方大学等地域の知的・人的資源を活用した多様な展開が期待される場所である。

このため、地域で発生・排出されるバイオマス資源を、その地域でエネルギー、工業原料、材料、製品へ変換し、可能な限り循環利用する総合的利活用システムを構築するため、バイオマスタウン構想の策定やバイオマスの変換・利用施設等の一体的な整備等、バイオマスタウンの実現に向けた地域の創意工夫を凝らした主体的な取組を支援するものである。

2 交付対象事業の内容

(1) ソフト支援（バイオマス利活用推進交付金）

バイオマスタウン構想の策定

バイオマスタウン構想実現のための総合的な利活用システムの構築

(2) ハード支援（バイオマス利活用整備交付金）

地域における効果的なバイオマス利活用を図るために必要なバイオマス変換施設及びバイオマス供給施設・利用施設等の一体的な整備

新技術等を活用したバイオマス変換施設のモデル的な整備

家畜排せつ物等有機性資源の利活用に必要なたい肥化施設等の共同利用施設等の整備

3 事業実施主体

(1) ソフト支援

市町村、農林漁業者の組織する団体、第3セクター、消費生活協同組合、事業協同組合、NPO法人、食品事業者、食品廃棄物のリサイクルを実施する事業者、バイオマスタウン構想書を策定した市町村が必要と認める法人

(2) ハード支援

都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体、PFI事業者、共同事業体、第3セクター、消費生活協同組合、民間事業者等

4 交付率 定額

5 事業実施期間 平成17年度～平成21年度

6 平成18年度概算額 13,729(14,381)百万円

[担当窓口課：大臣官房環境政策課資源循環室(03-3502-8466(直))]

広域連携等バイオマス利活用推進事業（新規）

1. 趣 旨

地球温暖化、廃棄物処理等の環境問題解決に向けて、バイオマスの利活用の推進は喫緊の課題である。

この様な状況の中、食品廃棄物の利活用率は低く、その多くを発生させている広域な事業を展開する食品事業者等によるバイオマスの利活用の強力な推進が必要とされる。

また一方では、都市的地域で発生したバイオマスを、農村地域の農業生産者が肥料・飼料として活用し、生産した農産物を都市住民に提供する、またその輸送や農業用トラクター、ハウス等にバイオマス由来燃料を活用する等、バイオマスの広域利用による都市と農村の交流等が期待されているところである。

しかしながら、都道府県界を越える広域なバイオマスの利活用については、都道府県等を対象とした交付金では、事業者が都道府県等から十分な支援が得られない恐れや、都道府県間の調整等により、事業化が図られない場合がある。

このため、食品事業者等が都道府県界を越えて行う広域的な食品廃棄物等バイオマス利活用の取り組みについて、全国的な視点から国が直接交付による支援を行い、広域的なバイオマス利活用システムの構築とバイオマスの利活用を通じた農村の振興等を推進する。

2. 事業内容

食品事業者・事業協同組合等が都道府県の行政界を越えて行う、広域的な食品廃棄物等バイオマスの効果的、効率的な利活用推進についての以下の取り組みを支援。

- (1) 関係者間におけるバイオマス利活用の協働体制の構築
協働体制構築に必要な協議会の設置・開催、共同研修活動等への支援。
- (2) バイオマス利活用マニュアルの策定
経済性、持続性の高いバイオマス利活用マニュアル策定等への支援。
- (3) バイオマスの生産・収集・運搬システム構築
バイオマスの特性に応じた利活用システムの開発、機器整備等への支援。
- (4) バイオマスの変換技術・利用促進支援
先駆的な変換技術の導入やバイオマス由来製品の利用促進等への支援。
- (5) 資源作物等の実用化支援
資源作物等のバイオマスを原料としたバイオディーゼル燃料等製造システムの構築のための機器整備等への支援。

3. 事業実施主体等

- (1) 事業実施主体：消費生活協同組合、事業協同組合、NPO法人、食品事業者、食品廃棄物のリサイクルを実施する事業者
- (2) 補助率：1/2以内
- (3) 事業実施期間：平成18年度～平成22年度

4. 平成18年度概算額

150,000 (-)千円

【担当課：農村振興局企画部農村政策課】

新連携支援事業（平成 18 年度）の概要

新連携支援事業	41.1 億円（46.0 億円）
（1）新連携対策補助事業	32.4 億円（41.0 億円）
（2）新連携支援地域戦略会議	8.7 億円（5.0 億円）

異分野の中小企業が有機的に連携し、それぞれの経営資源（技術、販路等）を有効に組み合わせて、新市場創出を目指す取り組み（「新連携」）を支援する。

（1）新連携対策補助事業

中小企業新事業活動促進法の認定を受けた異分野の中小企業と連携による新事業活動に対し、新事業に必要な新商品開発に係る実験、試作開発、マーケティング活動、市場調査等に係る経費を補助する。

また、専門知識や高度な技術等を有する中小企業が新事業の具体化を図るため、優れた経営資源を有する異分野の中小企業等と連携を組む取り組みを支援するため、連携構築に資する規約の作成、市場調査等に係る経費を補助する。

（2）新連携支援地域戦略会議事業

全国 9 カ所に設置されている「新連携支援地域戦略会議」において、中小企業新事業活動促進法に基づく新連携計画の認定を受けようとする中小企業の連携体の相談に応じ、事業性評価や販路開拓等に係るアドバイス、マッチングなどの支援を行う。認定された連携体に対し、事業化までのハンズオン支援を行う。

（参考）

中小企業庁HP <http://www.chusho.meti.go.jp/>
「経営サポート」 「中小企業新事業活動促進法」をクリック。